

平成 30 年度

法人本部事業報告書

社会福祉法人 カトリック児童福祉会

平成 30 年度 法人本部事業報告書

法人本部は、法人の基本理念である「すべての人の幸福のために、特に児童と高齢者のための福祉事業をキリストの精神に基づいて行う」を念頭に置き、老人4施設及び保育園5施設の事業が関係法令に準拠し、支障なく運営されるよう努めてきました。

平成30年度は特に、特別養護老人ホームハートケア鶴ヶ谷の開設1年目、金ヶ瀬カトリック保育園園舎改築と児童クラブの開設1年目に当たり、これら新規事業の安定経営への取り組み等を行いました。以下、重点事業の中から次の3点について報告します。

1. 新規事業の安定経営への取り組みについて

特別養護老人ホームハートケア鶴ヶ谷及び看護小規模多機能型居宅介護ハートケア鶴ヶ谷、ハートケア鶴ヶ谷保育園の開設、鶴ヶ谷地域包括支援センターの移転と、金ヶ瀬カトリック保育園の改築、金ヶ瀬カトリック児童クラブの開設という新規事業の初年度は、これら新たな事業を経営面・運営面・人材面からも安定させることに努めました。

法人本部においては、両施設の登記手続き（建物の表題登記・保存登記・抵当権設定登記、金ヶ瀬カトリック保育園の土地追加購入に伴う登記等）や、登録免許税非課税申請、金ヶ瀬カトリック保育園の旧園舎に係る基本財産の処分手続き、定款変更認可申請等の関係事務手続きを行ないました。

また、特養ハートケア鶴ヶ谷の開設初年度に当たって、最初の介護報酬が入金されるまでには3か月の空白期間があることなどから、事業運営資金の確保を図るため七十七銀行から短期借入金及びつなぎ資金の借入れ等の関係事務手続きを行ないました。

2. 社会福祉法人制度改正の対応と法人の運営について

平成30年度も引き続き、社会福祉法人制度改正の柱である「経営組織のガバナンスの強化」・「事業運営の透明性の向上」・「財務規律の強化」・「地域における公的な取り組みを実施する責務」を念頭に置き、法令に基づく適正運営の遵守、経営情報の開示、地域の諸団体との連携、地域の福祉ニーズへの対応等地域における公益的な取り組みを図りました。

(1) 理事会・評議員会等について

- ① 理事会7回、評議員会3回の開催。
- ② 監事定数を3名から2名に変更、評議員1名の変更。
- ③ 理事長打合せ会議12回の開催。

(2) 定款の変更及び諸規程の改正・整備について

【定款の変更】

- ① 事業の追加、役員定数の変更、資産の変更及び追加（平成30年11月14日認可）
- ② 資産の変更、資産の追加（平成31年1月10日認可）

【諸規程の改正・整備】

- ①経理規程
- ②法人本部組織規程
- ③私有自動車通勤管理規程
- ④老人施設・保育園関連 就業規則
- ⑤老人施設・保育園関連 給与規程

3. 法人本部の体制強化について

新規施設の開設等により職員数も増え、法人の基本理念を職員一人ひとりに浸透させるとともに、時代の変化や法人の大規模化に対応していけるよう法人本部としての基盤作り・体制作りに努めました。

- ① 本部事務主任の退職（6月30日）に伴う会計業務に関する業務委託契約（7月1日～）
- ② 事務職員の採用（8月1日～）、法人参与（H31年2月1日～）の採用
- ③ 老人ホーム4施設生活相談員連絡会の隔月開催
- ④ 各施設長・事務職員研修会の開催（H31年1月30日）
（働き方改革等について社労士の説明と全体協議）
- ⑤ 保育園長会議の開催（H30年10月26日／暁星園・会議室）
- ⑥ 仁科税理士等による会計実地指導（11/16 パルシア、2/12 暁星園）
- ⑦ 法人役職員物故者追悼ミサの開催（H30年11月19日／暁星園・聖堂）